

第 5 編 災害復旧・復興計画編

第5編 災害復旧・復興計画編

第1章 災害復旧・復興対策

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

市及び県は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。

第1款 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2款 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行い、多様な立場の意見やニーズを反映させることを促進するものとする。

この場合において、市がその応急対策、復旧・復興において多大な費用や労力等を要することから、適切な役割分担の下に、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1款 公共施設災害復旧事業計画

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

第1項 事業計画の種別

1 公共土木施設災害復旧事業計画

(1) 道路施設災害復旧事業計画	(7) 漁港施設災害復旧事業計画
(2) 河川施設災害復旧事業計画	(8) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
(3) 海岸施設災害復旧事業計画	(9) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
(4) 砂防設備災害復旧事業計画	(10) 下水道施設災害復旧事業計画
(5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画	(11) 公園災害復旧事業計画
(6) 港湾施設災害復旧事業計画	

- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

第2項 復旧事業計画に際しての留意事項

- 1 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- 2 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- 3 地震や大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- 4 ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- 5 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総

合的な復旧事業の推進を図る。

- 6 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。
- 7 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- 8 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。
- 9 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

第3項 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、市又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

第4項 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、市及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

第5項 災害復旧資金の確保措置

市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

市において、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図る。

第6項 国土交通省等の権限代行制度

市は、県が管理する道路と交通上密接である場合は、市道の災害復旧等に関する工事において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、県の権限代行を要請することを検討するものとする。

また、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省に対し権限代行を要請することを検討するものとする。

第3節 計画的復興の進め方

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地域の復興に当たっては、関係機関が連携し、計画的に事業を推進していく。

なお、基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき対応する。

第1款 復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第2款 復興方針・計画の策定

第1項 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

第2項 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3款 災害復興事業の実施

第1項 実施計画

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

市は、市内の被災した市街地で土地区画整理事業のため、必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限の区域を指定することとする。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

第2項 災害復興事業の実施

1 専管部署の設置

市は、災害復興に関する専管部署を設置する。

2 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応えるため、被災者の相談にのるとともに各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。

第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置

市及び県、関係機関は、各種支援措置について被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め、広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

第1項 総合相談窓口の設置

市は、第4編災害応急対策編第2章第12節被災者等の状況把握とボランティア活動で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置するものとする。

第2項 出張相談所の開設

特に災害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため県と共同で出張相談所を開設するものとする。出張相談所は、県においては地方支部が調整を行う。

第2款 生活確保資金の融資等

市及び県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

市及び県は、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、各種の支援措置を早期に実現するため、発災後早期に罹災証明（書）の交付体制を確立し、被災者に罹災証明（書）を交付する。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図るものとする。

第1項 災害弔慰金等の支給

市は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48法82）に基づき、市の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給するものとする。なお、費用負担は国1／2、県1／4、市1／4となっている。（資料編参照）

第2項 災害援護資金の貸付

市は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48法82）に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

なお、資金貸付の財源は、国が2／3、県が1／3を市に、原則、無利子で貸し付けることとなっている。（資料編参照）

第3項 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付

宮崎県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、民生・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害援護資金」、「住宅資金」の貸付を行う。（資料編参照）

第4項 母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。（資料編参照）

第5項 被災者生活再建支援制度（国）

「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

対象となる自然災害	① 災害救助法施行令（昭和22年政令第 225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市における自然災害 ② 市において、10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 ③ 県において、100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア又はイの市町村が県内に含まれる自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、隣接する区域にアからウ市町村が含まれる自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害
支給対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

支援金の支給額等については、資料編参照

第6項 宮崎県・市町村被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「宮崎県・市町村災害時安心基金」を原資とした被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

対象となる自然災害	第5項 被災者生活再建支援制度（国）と同じ
支給対象世帯	国の支援法が適用された自然災害により、支援法の適用以外の市町村において以下の住家被害が発生した被災世帯。 ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

支援金の支給額等については、資料編参照

第7項 宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、市と県が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

支援金交付対象市町村	自然災害により全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊（床上浸水を含む）の住家被害があった市町村（1世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村）
支援金の額	1世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。 ①全壊 20万円 ②大規模半壊 15万円 ③中規模半壊 10万円 ④半壊 10万円
支援金交付先	被災市町村とする。被災者へは、市から支給する。

第8項 罹災証明の交付

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時より住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結を計画的に進める等罹災証明の交付に必要な業務の実施体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等、適切な手法により実施するものとする。

第3款 金融関係機関の応急措置

日本銀行宮崎事務所は、災害の状況、資金の需要状況に応じ、関係行政機関と連絡協調のうえ、次のとおり金融上の措置を講ずるものとする。

第1項 災害応急措置

1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

また、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、県知事又は、公安委員会に対し連絡するものとする。

2 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

3 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ禁輸機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

日本銀行宮崎事務所は、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。

4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

5 各種措置に関する広報

上記災害応急対策に関する情報について、適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

とくに3および4で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

第4款 雇用の確保

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第1項 被災状況の把握

市は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、県に報告するとともに、被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

第2項 被災事業主、被災求職者等への支援

国は、公共職業安定所に雇用相談の臨時又は特別窓口を開設し、国の対策の有効活用が図られるよう相談・援助を行う。

第3項 生活保護

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

第5款 税対策等による被災者の負担の軽減

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

第1項 市税等の減免の措置

被災者の市民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免については、日向市税賦課徴収条例第18条の2、第51条、第71条、日向市国民健康保険税条例第19条、日向市介護保険条例第10条の定めるところによる。

第2項 医療費等負担の減免、保険料の免除

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費等の一部負担金、保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

第6款 住宅確保の支援

市は、被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、資金の融資を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置を講ずる。

第1項 災害公営住宅の建設

- 1 災害公営住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設する。

地震、暴風雨、洪水、高潮、その他の異常な天然現象による災害	① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき ② 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき ③ 滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき
火災による場合（同一期に同一場所で発生）	① 被災地域の滅失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき ② 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

- 2 災害公営住宅は原則として市が建設し管理する。

- 3 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次による。

入居者資格 各号（高齢者等にあつては、①、③及び④）の条件を具備する者	① 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。 ② 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 ③ その者の収入が公営住宅法施行令第6条第3項第2号に規定する金額を超えないこと。 ④ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
建設戸数	① 市における建設戸数は被災滅失住家戸数の3割（激甚災害は5割）以内とする。 ただし、他市町村で余分があるときは、3割（激甚災害は5割）を超えることができる。 ② 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の3割（激甚災害は5割）以下の場合、3割（激甚災害は5割）に達するまで建設することがある。

第2項 災害住宅融資

1 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、市及び県は、被害状況を調査し、住宅金融公庫支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応する。

また、災害復興住宅資金貸付の実施が決定したときは、罹災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

2 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していた罹災者（罹災の日から2年を経過しない場合に限る。）は、融資を受けることができることから、市及び県は、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

また、市は、罹災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努める。

第7款 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

被災者等の生活再建等支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

- 市長は必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- 住民に対し、掲示板、有線放送、広報紙等を活用し広報を行う。
- 報道機関に対し、発表を行う。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

第1款 中小企業の復興支援

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ的確な措置を講ずる。

被災状況の把握	市は、商工会議所や商工会等の商工団体と連携し、市内商工業者の被災状況を速やかに把握する。 1 既に災害対策本部で把握している被災状況のうち商工関係分を抽出し把握する。 2 被災状況を数量的に把握するため、商工会議所、商工会、中小企業組合等と連携し、簡易被災状況調査を実施する。 3 調査項目は、被災した企業名、業種、企業規模、被災概要等とし、これを地域別、規模別、業種別の被災状況として取りまとめる。
再建資金の融資	市は、県及び市内商工団体と協力し、県の融資制度、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫等の各種融資の斡旋等を推進する。
租税等の徴収猶予・減免等	被災した納税者又は特別徴収義務者に対し、租税の納税緩和措置として地方税法又は条例により期限の延長、徴収猶予及び減免等について、事業者の実情に応じて適切な措置を講ずる。

第2款 農林水産業の復興支援

市は県に協力し、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

第1項 被災農林漁業事業者に対する支援

被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め、融資制度等について支援する。

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

融資の種類と取扱い		対 象 者				
		被災 農業者	被災 林業者	被災 漁業者	被災 組合	共同利 用施設
林業基盤整備資金	公庫		○		○	
漁業基盤整備資金	公庫			○	○	
漁業経営改善支援資金	公庫			○		
漁業経営安定資金	公庫					○
みやぎきの農を支えるひなた資金 (災害資金)	農協等	○				
農林漁業セーフティネット資金	公庫	○	○	○		
農業近代化資金（1号、4号資金）	農協等	○				

公庫：株式会社日本政策金融公庫